

令和2年第3回都城市議会臨時会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
1号	都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	1

委員会提出議案第 1 号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 4 月 30 日

提出者 議会運営委員会委員長 長友 潤治

都城市議会議長 江内谷 満義 様

（提案理由）

大規模な災害が発生した場合においては、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとしているが、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合若しくは口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合において定めがないことから、感染症及び家畜伝染病の発生時に対応するため、条例を一部改正するもの。

都城市議会基本条例の一部を改正する条例

都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害時の議会の役割)</p> <p>第10条 議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合において、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。</p>	<p>(災害及び感染症等発生時の議会の役割)</p> <p>第10条 議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合又は新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合若しくは口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合においては、市の災害対策又は感染症対策若しくは家畜伝染病対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局 議会事務局】

条例名			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 25 年 3 月
制定改廃の目的・背景	<p>大規模な災害が発生した場合においては、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとしているが、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合若しくは口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合において定めがないことから、感染症及び家畜伝染病の発生時に対応するため、条例を一部改正するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>感染症対策と家畜伝染病対策を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 章 市民と議会の関係（災害及び感染症等発生時の議会の役割）第 10 条 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合若しくは口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合を追加 		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

